

○海上保安大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則

制 定 平成 28 年 3 月 22 日 (達第 8 号)

最終改正 令和 3 年 9 月 15 日 (達第 1 号)

海上保安大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、海上保安大学校（以下「本校」という。）における研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われ、又は行われるおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 本校の教職員であって、研究活動を行う者
- 二 本校の教職員以外の者であって、本校の教職員と共同し、分担し、又は協力して研究活動を行う者
- 三 本校の教職員以外の者であって、本校の施設又は設備を利用し、研究活動を行う者

2 この規則において「研究活動上の不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次に掲げる行為をいう。

- 一 ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用：他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- 四 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- 五 不適切なオーサーシップ：論文著作者が適正に公表されないこと。

3 この規則において「特定不正行為」とは、前項第一号から第三号に掲げる不正行為について、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことにより生じたものをいう。

(責務)

第3条 研究者等は、関係法令等を遵守しなければならない。

(管理責任者等)

第4条 本校における研究活動上の不正行為の防止等のため、次に掲げる最高管理責任者等を置く。

- 一 最高管理責任者は、海上保安大学校長（以下「大学校長」という。）をもって充てる。
- 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等について全体を統括する実質的な権限及び責任を有する者とし、副校長をもって充てる。
- 三 研究倫理教育責任者は、研究活動における倫理教育に対応する者とし、副校長をもって充てる。

(研究活動上の不正行為の禁止等)

第5条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者等は、一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して、定期的に研究倫理教育を行うものとする。

(相談・通報窓口の設置)

第7条 特定不正行為の疑いに関する通報、相談及び情報提供（以下「通報等」という。）に対応するため、相談・通報窓口を設置する。

- 2 相談・通報窓口は、相談者、通報者及び情報提供者の人権、個人情報の保護に十分注意を払わなければならない。
- 3 相談・通報窓口は、自己との利害関係を持つ事案に関与しないものとする。
- 4 相談・通報窓口には責任者及び担当者を置く。
- 5 責任者は総務課長をもって充て、担当者は総務課長が指名する職員をもって充てる。

(通報等の方法)

第8条 通報等の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談により行うことができる。

2 相談・通報は、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 氏名及び連絡先
- 二 特定不正行為を行ったとする研究者等の氏名
- 三 特定不正行為の具体的内容
- 四 特定不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

(通報等の取扱い)

第9条 相談・通報窓口は、通報等を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 相談・通報窓口は、書面により通報等を受け付けた場合には、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するとともに、第8条第2項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示するものとし、更に詳しい情報の提供及び当該通報に基づいて行う調査への協力について依頼するものとする。
- 3 匿名による通報等があった場合、内容に応じ、顕名の通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 相談・通報窓口は、当該通報等の対象に関係機関に所属するものが含まれる場合は、当該関係機関の長に当該通報等を回付するものとする。
- 5 通報等の意思を明示しない相談については、通報等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報等の意思があるか否か確認するものとする。
- 6 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという通報等は、内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、当該通報等の対象となっている教職員等（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。

(通報者等の保護)

第10条 相談・通報窓口は、通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密を保持するものとする。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報窓口は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、本人への了解は不要とする。
- 3 悪意（被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、通報窓口は、次の事項を通報者へ周知する。

- 一 通報は原則として顕名によるもののみ受け付けること
- 二 通報には不正とする科学的な合理性のある理由を示す必要があること
- 三 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること
- 4 通報者を除く全ての当校の教職員は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 通報者を除く全ての当校の教職員は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、不利益な取扱いをしてはならない。

(通報等によらないものの取扱い)

第11条 第9条第5項による通報等の意思を明示しない相談について、通報の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断により当該事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、通報等により特定不正行為を指摘された場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことが確認できた場合は、通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、統括管理責任者から通報等の内容について調査が必要である旨の報告を受けたときは、当該内容に関する調査を行うため調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副校長を委員長とし、委員を事務局長、教務部長、最高管理責任者が指名する教職員及び最高管理責任者が指名する外部有識者で構成する。
- 3 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 外部有識者は、委員の半数以上を占めるものとする。
- 5 委員会の運営については、要領を別途定める。
- 6 委員会の運営に関する庶務は、総務課において処理する。

(予備調査)

第13条 最高管理責任者は、委員会に予備調査を行わせるものとする。

- 2 委員会は、通報を受けた日から30日以内に、特定不正行為に関する通報等の内容の合理性、本調査の実施可能性等について予備調査を行い、その結果を最高管理責任者へ報告するものとする。
- 3 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合には、取り下げに至った経緯等の事情に関する調査を含め、特定不正行為等の問題として調査すべきものか否かについて調査を行い、判断するものとする。
- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果の報告に基づき、本調査を行うか否かを決定する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を、理由を付して通報者に通知しなければならない。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る関係機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第14条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 通報者及び被通報者本調査を行うことを決定した旨、本調査への協力を要請する旨及び委員会の委員の構成
 - 二 被通報者の所属する関係機関本調査を行うことを決定した旨
 - 三 配分機関（当該事案に係る研究のための資金を配分した機関をいう。以下同じ。）及び所管府省（当該事案に係る研究のための資金の予算を所管する府省をいう。以下同じ。）本調査を行うことを決定した旨
- 2 委員会は、最高管理責任者が本調査を行うことを決定した日から30日以内に本調査を開始するものとする。
 - 3 通報者及び被通報者は、最高管理責任者に対し、委員会の委員の構成についての異議申立てをすることができる。
 - 4 前項の異議申立ては、本調査を行うことを決定した旨の通知を受けた日から7日以内にしなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、第3項の異議申立てを受けた場合において、当該異議申立ての内容を審査し、その内容を妥当と認めるときは、委員会の委員の全部又は一部を交代させるものとする。この場合において、異議申立てをした通報者及び被通報者に対し、委員の交代の有無等を、その他の通報者及び被通報者に対し異議申立ての内容及び委員交代の有無等を通知しなければならない。
 - 6 通報者及び被通報者その他関係者は、委員会が行う本調査に対し、誠実に協

力しなければならない。

(調査の方法及び対象)

第 15 条 委員会は、本調査を行うに当たり、通報者及び被通報者から弁明を聴取しなければならない。

2 委員会は、本調査を行うに当たり、通報等に係る研究に関して、疑いの証拠となるような資料等を保全する措置（当該研究が当校以外の研究機関で行われたものである場合にあっては、疑いの証拠となるような資料等の保全を当該機関に要請する措置）を取らなければならない。

3 委員会は、前二項に掲げるもののほか、関係者に対するヒアリングの実施、論文、生データ、経費の使用に係る証拠書類等の資料の収集、精査など、適切な方法により、本調査を行うものとする。

4 委員会は、本調査を行うに当たり、その調査の対象に、被通報者その他特定不正行為を疑われる者（以下「被通報者等」という。）が携わった研究に関する事項であって、通報等に係るものを含めることができる。

5 委員会は、本調査を行うに当たり、事案の内容に応じて必要なときは、被通報者等を監督すべき者による監督の状況等について、併せて調査を行うことができる。

(認定)

第 16 条 委員会は、本調査開始後 150 日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、認定した事項を含めた内容からなる調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

一 特定不正行為が行われた否か

二 特定不正行為が行われたと認定した場合にあっては、当該特定不正行為に関する次の事項

イ 特定不正行為の内容

ロ 特定不正行為に関与した者とその関与の度合

ハ 特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

ニ 第 15 条第 5 項の調査を行った場合にあっては、当該特定不正行為に係る研究を監督すべき者が、特定不正行為を抑止すべき管理監督の責任を怠ったか否か

2 特定不正行為が行われなかったと認定した場合にあっては、通報等が悪意に基づくものであったかを判明させなければならない。

3 前項に掲げる通報等が悪意に基づくものであることが判明した場合、委員

会は悪意に基づく通報等である旨を認定する。悪意に基づく通報等である旨を認定するに当たり、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

- 4 特定不正行為か否かの認定に当たっては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断するものとする。
- 5 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定するものとする。

(調査結果の報告及び通知)

第 17 条 委員長は、最高管理責任者に調査結果を報告するとともに、通報者及び被通報者に調査結果を通知する。被通報者が当校以外に所属する場合は、被通報者の所属する関係機関に対しても当該調査結果を通知する。

- 2 委員長は、調査結果について、その事案に係る配分機関及び所管府省に当該調査結果を通知する。
- 3 委員長は、悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者の所属機関へ通知する。

(不服申立て)

第 18 条 特定不正行為と認定された被通報者は、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、前条の通知の日から 14 日以内に、書面をもって行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 3 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査段階で悪意に基づく通報と認定されたものを含む。この場合の認定については、第 16 条第 3 項を準用する。）は、その認定について、最高管理責任者へ不服申立てをすることができる。

(不服申立ての審査)

第 19 条 不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

- 2 特定不正行為があったと認定される場合に係る被通報者による不服申立てについて、委員会は不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

- 3 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者へ報告し、最高管理責任者は被通報者へ当該決定を通知する。この場合、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けられないことができる。
- 4 不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査は行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。
- 5 委員会は、被通報者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。加えて、委員会は、その事案に係る配分機関及び所管府省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 委員会が再調査を開始した場合は、概ね 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者へ報告し、最高管理責任者は当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者へ通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関及び所管府省へ報告する。
- 7 悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、通報者が所属する機関及び被通報者へ通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関及び所管府省へ報告する。
- 8 悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てについては、委員会は概ね 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者へ報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者へ通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関及び所管府省へ報告する。

(調査結果の公表)

- 第 20 条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 - 3 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
 - 4 公表する調査結果の内容は次の事項とする。

- 一 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
- 二 特定不正行為の内容
- 三 講じられた措置内容
- 四 その他必要な事項

(通報者及び被通報者に対する措置)

第 21 条 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者となった場合、最高管理責任者は内部規定に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 当校の研究者等による通報が悪意に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は当該者に対し、内部規定に基づき適切な処置を行う。

(事務)

第 22 条 この規則に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この達は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この達は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。